

個人情報提供とは何か

提供元基準説、第三者提供、共同利用

25.7 弁護士 水町雅子

ミス・間違い等もありえますので、必ず法律・GL等原典に当たっていただけますようお願いします。

講師略歴

弁護士 水町雅子 (みずまちなまさこ)

<https://www.miyauchi-law.com>

<https://www.mizu-machi.com>

メール→onesg@mizu-machi.com

◆ 東京大学教養学部相関社会科学卒業

◆ みずほ情報総研入社

ITシステム設計・開発・運用、事業企画等業務に従事

◆ 東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻（法科大学院）修了

◆ 司法試験合格、法曹資格取得、第二東京弁護士会に弁護士登録

◆ 内閣官房社会保障改革担当室参事官補佐

マイナンバー制度立案（特にマイナンバー法立法作業、特定個人情報保護評価立案）に従事

◆ 個人情報保護委員会上席政策調査員

マイナンバー制度における個人情報保護業務（特にガイドライン、特定情報保護評価）に従事

◆ 首相官邸IT総合戦略本部「パーソナルデータに関する検討会」参考人

個人情報保護改正検討

◆ 宮内・水町IT法律事務所（旧、五番町法律事務所）共同設立、現在にいたる

その他、東京都都政改革アドバイザー会議委員や、地方公共団体の情報公開・個人情報保護審査会委員等を務める。

マイナンバー・個人情報に関する著書・論文・講演・TV出演・新聞取材等多数。『1冊でわかる！個人情報保護法』（労務行政、2017年）

金融法務事情No.2046「改正個人情報保護法と金融機関の実務対応」、労政時報3915号「実務に役立つ法律講座（23）個人情報」

NBLNo.947「ライフログにおける法的問題」等多数



目次

- どのような情報を提供すれば個人データの提供か
 - ✓ 提供元基準説
 - ✓ リクナビ
 - ✓ 個人関連情報の提供規制
- 提供とは何か
 - ✓ 内部利用との違い
- 第三者提供とは何か
 - ✓ 国や自治体には概念が存在しない
 - ✓ 第三者とは
 - ✓ 共同利用とは何か
- ・ まとめ・参考



どのような情報を提供すれば個人データの提供か

提供元基準説、個人関連情報を理解する

個人データの提供規制

個人データを提供する際は規制がかかる。
それは当然だと思うが、では「個人データかどうか」はどう判断する？

提供元基準説

(提供「元」にとって「個人データ」に当たるか)



提供元

ID	氏名
123	水町雅子
234	難波舞

ID	成績
123	80点
234	90点

個人データ

...個人データの提供規制に服する？

この提供元では、IDから名前を簡単にたどれるので、「容易照合性」があり、「個人データ」を保有

提供先



ID	成績
123	80点
234	90点

個人データではない

...個人データや個人情報を取得するわけではないので、個人情報の取得規制には服さない

提供される情報自体は、誰かわからない情報のみ。提供先においては、依然として誰かわからない状態のまま。

個人データの提供規制

個人データを提供する際は規制がかかる。
それは当然だと思うが、では「個人データかどうか」はどう判断する？

提供元基準説を取れば、
個人情報保護法の規制が及ばない？



提供元

ID	成績
123	80点
234	90点

個人データではない

この提供元では、
IDから名前等を
たどれない

...個人データや個人情報を
提供するわけではない
ので、個人データの提供
規制には服さない？

提供先



ID	成績
123	80点
234	90点

ID	氏名
123	水町雅子
234	難波舞

個人データ

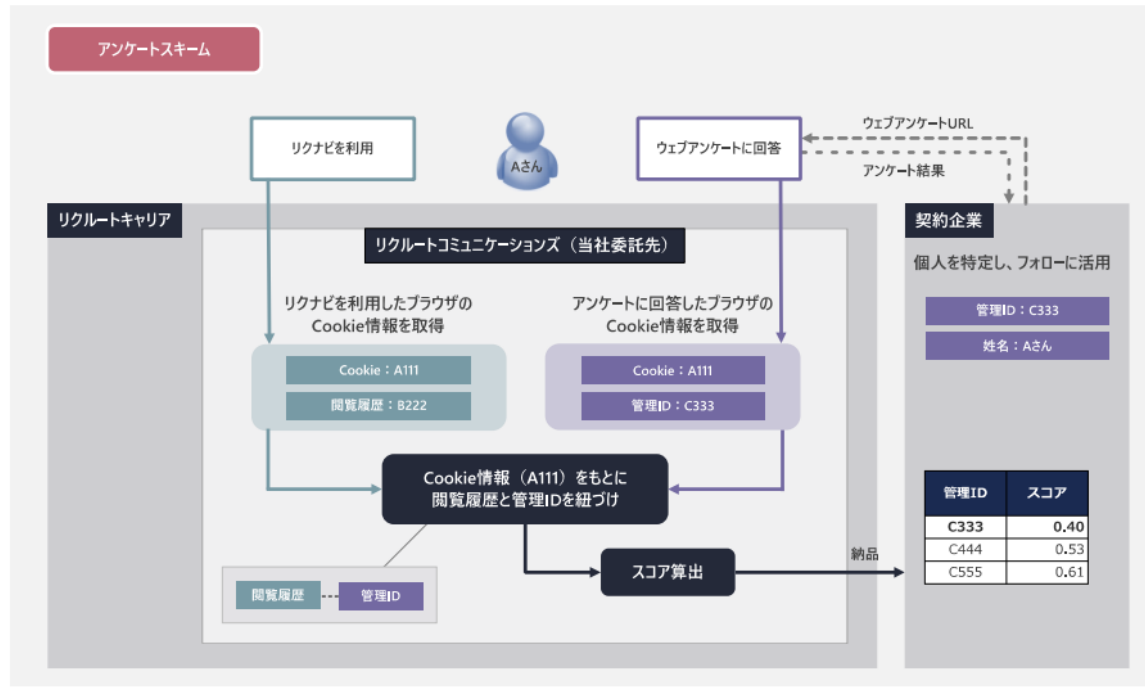
...個人情報を取得するわけではない？？

取得される情報自体は、非個人情報。
提供先で持っている他の個人データと
照合して、誰かわかる。

→悪用事例が発生し（次ページ参照）、法改正で個人関連情報の提供が規制された（31条）

実際に発生した事案（リクナビ）

<図 1> アンケートスキームにおけるデータの流れ



これを契機に個人情報保護法改正がなされ、
個人関連情報の提供が規制された

<図1> スキームでのデータの状態

- リクルートコミュニケーションズでは、図1の場合、氏名・住所等は保持していない
- 契約企業に提供する際は、管理IDとスコアのみ
- 契約企業では、管理IDから氏名等がわかる
- ※もっとも、別サービスのためリクルートコミュニケーションズ同一部署内で氏名等を保有しており、容易照合性から個人情報に該当（同社文書11ページ）忘れないようにする！

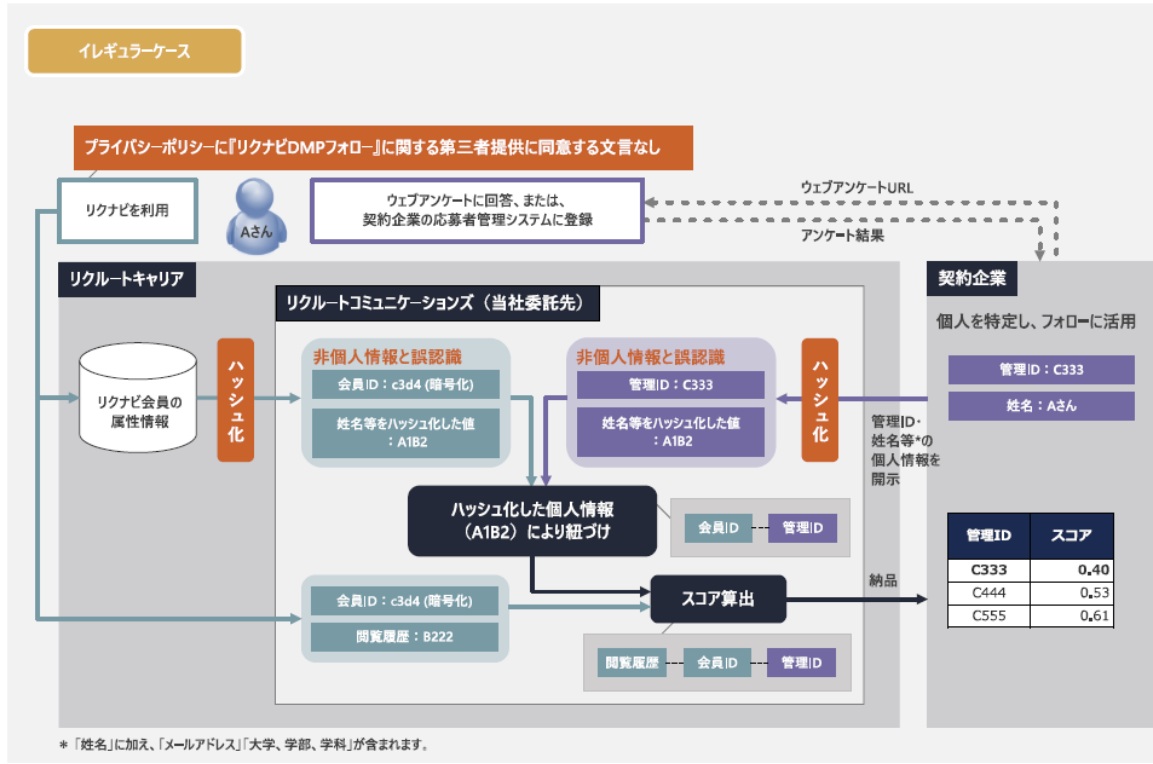
<https://www.recruitcareer.co.jp/r-dmpf/>より

法解釈はどうか、どうあるべきか

- 「提供元基準」を取ると、提供元である、リクルートコミュニケーションズにとっては個人データではない
- しかし、提供先においては個人情報として活用可能。「提供元基準」「非個人情報構成」を用いた、不適切スキーム
- 「提供元基準」「非個人情報構成」を基に、個人情報保護法適用を逃れようとしても、結局炎上する
- 大きくとらえれば、誰が内定辞退しそうかどうかの予測を、顧客企業に売却しているわけであり、不法行為に該当しそう。細かい点や技巧的解釈をこねくり回すよりも、ビジネスを大きく捉えたときに、一般人が本人の立場に立って見たときに、素朴な感情として違和感・不快感を感じないか、消費者目線・相手方目線を忘れないようにすることが大事

実際に発生した事案（リクナビ）

＜図 7＞ 誤認識に基づく個人情報の第三者提供の流れ



＜図7＞ スキームでのデータの状態

- リクルートコミュニケーションズでは、氏名等は読めない（ハッシュ化）
- 氏名等が読めるのは、別会社のリクルートキャリアと、別会社の訳企業
- ただリクルートコミュニケーションズでも、氏名等は読めないものの同一人物かどうか分かり、異なるID同士を氏名等ハッシュで紐づけられる（異なるIDでも同一人物のものか特定できる）

<https://www.recruitcareer.co.jp/r-dmpf/> より

法解釈はどうか、どうあるべきか

- リクルートコミュニケーションズでは、個人情報ではないと誤認識したと公表
- またリクナビ側で同意を取得できていなかったケースがあったと公表
- いくら同意のチェックボックスを設けても、プライバシーポリシーや利用規約に記載していても、通常の合理的な人間なら同意しない内容を同意させるのは、「適切な同意」を取得できたとは言えないのではないか（ユーザは読まずに同意ボタンをクリックしている場合も）

個人関連情報の提供規制の新設

前提	- 個人データを外部提供することは、一定の場合にしか認められない（法27条）。 - 個人データでなければ、外部提供に当たって特に法規制はなかった。
2020年 法改正	- 自分にとって個人データでなくても、個人情報でなくても、提供先が個人データとして取得することが想定*されるときは、提供が規制される（改正法31条） → 「個人関連情報」 ✓ *提供元が現に認識している場合及び同種の事業を営む事業者の一般的な判断力・理解力を基準にして通常想定できる場合をいう（GL85P） ✓ 契約で定めると良いが、契約していても個人データとしての利用・取得がうかがわれる場合は確認要（GL85P） - 提供できる場合は、次の場合に限定 ✓ 法27条1項各号（法令に基づく場合等） ✓ 本人同意が得られていることを確認した場合 記録・保存義務あり（改正法31条3項で準用される30条3・4項。なお改正法31条3項では30条2項も準用。） 外国への提供であっても同様
改正 背景	- リクナビのCookie情報の外部提供を踏まえての規制新設。したがって、Cookie等規制のための改正ともいえる。 - しかし、改正法ではCookie情報のみが規制されているわけではなく、Cookieでなくても「個人関連情報」であれば規制対象。



提供とは何か

内部利用との違いを理解する

個人データの提供とは何か

内部利用との差異

- 相談の多くは個人データの提供に関するもの。
内部利用と外部提供どちらに該当するかの切り分けが大事。

*1 提供先は個人情報取扱事業者か否かを問わない。提供規制であり、提供者が個人情報取扱事業者か否かが問題となる。



本人



A社X課担当者



A社Y課担当者

同一法人なので内部利用



B社

本人→A社への「提供」

- 但し、提供者である本人は個人情報取扱事業者ではない場合がほとんどのため、個人情報保護法の規制対象外になることが多い(*1)。
- 個人情報保護法ではなく、マイナンバー法などでは、本人からの提供も規制対象

A社→A社なので「内部利用」= 非提供

- 法人内部の担当者をまたぐ移動や、部署をまたぐ移動でも、法人で見れば同一法人なので、提供ではなく、内部利用
- 目的外利用かどうかを確認することになり、提供行為の適法化根拠の検討は不要

A社→B社への「提供」

- 提供行為の適法化根拠を検討する必要がある
- 但し、第三者提供に該当するか否かという論点あり



第三者提供とは何か

個人データの第三者提供

第三者提供とは何か

- 民間事業者と規律移行法人（国公立病院等）でしか登場しない概念
- 国や自治体には「個人データの第三者提供」概念がないので、間違えない！

民間事業者と規律移行法人向け規制

（第三者提供の制限）

第二十七条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを**第三者に提供してはならない**。

（略）

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、**第三者に該当しないものとする**

公的機関向け規制

（利用及び提供の制限）

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、**利用目的以外の目的のために**保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない

第三者概念がそもそも登場していない

個人データの第三者提供

第三者提供に該当しない場合

①第三者性が否定 できる場合	②委託	③事業承継	④共同利用
- 法文には記載されていないが、第三者性の解釈による（園部本・宇賀本参照） 例）本人への提供、代理人弁護士、監査者である公認会計士への提供	<u>別資料</u>で解説 例）宛名印刷を印刷会社に委託するために必要な個人データを提供する場合	- 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合。 例）不動産売買契約に付随して、売主から買主に、当該不動産の管理に必要な範囲で当該不動産の賃借人の個人データを提供する場合	<u>後続スライド</u>で解説 例）共同キャンペーンで個人データを共有する場合



「第三者提供」という言葉が有名であり、「第三者提供に該当しますか」というご相談を受けることがある。もっとも、第三者提供に該当しなくても提供できる場合はあるので、あまりこだわりすぎない方がよい。

個人データの第三者提供

共同利用とは何か

例)

- 病院と訪問看護ステーションで患者情報を共同利用
- 複数企業による共同キャンペーンで応募者情報を共同利用
- 資本関係にあるグループ会社間で顧客情報を共同利用
- 複数企業等による共同研究

共同利用の要件

① 特定の者との間で

② 公表等の手続を経れば

個人データを同意等なく
共同利用できる。

(※1) 管理責任者は、開示、訂正、利用停止等の権限を有し、安全管理等個人データの管理について責任を有する者 (GL3-6-3(3)⑤)

公表等の手続とは、以下をあらかじめ本人に通知するか、本人が容易に知り得る状態に置くこと。

- * 共同利用の旨
- * 共同して利用される個人データの項目
- * 共同して利用する者の範囲
- * 利用する者の利用目的
- * 当該個人データの管理について責任を有する者 (※1) の氏名・名称、住所 (、法人にあっては、代表者氏名)

個人データの第三者提供

共同利用の難点

① 特定の者との間で

② 公表等の手続を経れば

- 本人から見て、提供者と一体として取り扱われることに合理性がある範囲。本人が通常予期し得ると客観的に認められる範囲内である必要。
- ここの判断が難しく、グレーゾーンが広い。

個人データを同意等なく
共同利用できる。

- 共同利用の利用目的は、原則、当該個人データに対して元々特定・公表等されている利用目的の範囲内である必要。・目的外取扱規制（法18条）
- 仮名加工情報の場合は、別。

※特定の者間での授受ではなく、一方向でもよい（受領するだけの者がいてもよい）（GL）

※共同利用者の範囲に委託先事業者が含まれる場合でも、委託先との関係は、共同利用となるわけではなく、委託元は委託先の監督義務を免れるわけではない（GL）



まとめ・参考

個人データの提供（小括）

個人データの提供とは何か

- 別の人格に提供すること（非内部利用）
 - 同一法人内部の担当者をまたぐ移動や部署をまたぐ移動でも、法人で見れば同一法人なので、内部利用であって、提供ではない
 - グループ会社は別人格なので、内部利用にはならない。Aホールディングス持株会社→Aホールディングス事業会社への個人データの移動は、提供に該当する。
- 提供情報が個人データかどうか
 - 提供元から見て、個人データ該当性を判断する。個人データ単体では誰の情報かわからなくても、容易照合性ゆえに個人データに該当する場合も多い。
 - 提供先から見て、個人データに該当しなくても、提供元から見て個人データなら、個人データの提供に該当する。
 - 提供元から見て、個人データに該当しなければ、個人データの提供には該当しないものの、提供先から見て個人データに該当しないかどうか、要注意。リクナビ事案を経て、個人関連情報の提供規制が設けられたため、原則同意が必要となる。
- 第三者提供かどうか
 - 第三者提供であると、第三者提供規制対象外となる（但し、他の規制はかかる。委託先監督など）
 - 第三者提供に当たらない場合は、①第三者性が否定できる場合、②委託、③事業承継、④共同利用
 - 第三者提供に該当しなくても提供できる場合はあるので、あまりこだわりすぎない方が良い。

参考

◆ 他の水町作成資料

一覧 <https://www.mizu-machi.com/kaisetsu/>

ブログ **ITをめぐる法律問題について考える**

<https://blog.mizu-machi.com/>

<https://cyberlawissues.hatenablog.com/>

◆ 書籍

「個人情報保護法 (1冊でわかる! 改正早わかりシリーズ)」



(労務行政、2017年) ←古いが、個人情報の提供関連は2025年現在もこの書籍のまま。
個人関連情報の提供規制の解説は書籍にはないので要注意。

THANK YOU

個人情報、マイナンバー、PIA++、IT/ICT、規程策定、医療ビッグデータ法
（次世代医療基盤法）のご相談、大臣認定申請支援、国との交渉、
企業法務全般、条例策定支援その他に関するお問い合わせ、
ご相談がありましたら、お気軽にどうぞ

<https://www.miyauchi-law.com>

<https://www.mizu-machi.com>

宮内・水町IT法律事務所
弁護士 水町 雅子
電話 → 03-5761-4600
メール → onesg@mizu-machi.com